

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧



(問合せ先)

令和3年10月8日現在

|      |                   |   |  |   |
|------|-------------------|---|--|---|
| 経営安定 | 収入減少・<br>経営継続への支援 | 月次支援金（経済産業省）                                | 給付額 <b>個人:最大10万円、法人:最大20万円</b><br>国の緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者に対して支援金を支給します。<br>※対象措置実施都道府県で商品・サービスを提供する事業者と取引がある全国の事業者のうち、該当する月の売上が2019年または2020年同月比の50%以下であることが条件です。   | 月次支援金事業<br>コールセンター<br>☎0120-211-240   |
|      |                   | 宮崎県飲食関連事業者等支援金（県）                           | 給付額 <b>10万円</b><br>県独自の緊急事態宣言に伴って要請された飲食店への時間短縮営業によって、売上が50%以下に減少した中小企業者に対して支援金を支給します。<br>※飲食店等と直接取引関係にあり、該当する月の売上が、2020年または2019年の同月比で50%以下であることが条件です。<br>※月次給付金との併給はできません。  | 宮崎県飲食関連事業者支援金<br>コールセンター<br>☎0985-69-3500<br>県商工政策課<br>☎0985-44-2614                            |
|      |                   | 県内事業者緊急支援金（県）                               | 給付額 <b>10万円(要件A)または20万円(要件B)</b><br>県独自の緊急事態宣言に伴う行動要請により、売上が50%以下に減少した中小企業者に対して支援金を支給します。<br>○要件A：2021年8月または9月の売上が、2019年または2020年同月比で50%以下であること。<br>○要件B：2021年8月及び9月の売上が、2019年または2020年同月比で50%以下であり、かつ2019年または2020年8月及び9月の売上合計額が20万円以上であること。                                   | 県内事業者緊急支援金<br>コールセンター<br>☎0570-666-356<br>県商工政策課<br>☎0985-44-2615                               |
| 雇用維持 | 雇用を維持する<br>対策     | 雇用調整助成金（厚生労働省）                              | 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った場合に、 <b>休業手当、賃金等の一部を助成</b> します。<br>なお、休業手当が受けられなかった方に対しては、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が支給されます。詳しくはホームページ又はコールセンター0120-221-276まで。<br>※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所（被雇用者が常時4人以下の個人事業主等）の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。 | 雇用調整助成金コールセンター<br>☎0120-60-3999<br>宮崎労働局助成金センター<br>☎0985-62-3125<br>九州農政局宮崎県拠点<br>☎0985-24-2365 |
|      |                   | NEW 宮崎県緊急雇用維持支援給付金（県）                       | 国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者に対して、「宮崎県緊急雇用維持支援給付金」を支給します。<br>※給付金の支給額は、雇用調整助成金の支給決定額の10分の1相当額とし、予算の範囲内で支給します。  | 県雇用労働政策課<br>☎0985-26-7105   |
|      |                   | NEW 新型コロナ感染症関係離職者等採用企業支援金（県）                | 給付額 <b>20万円</b><br>新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や廃業などを余儀なくされた方を正規雇用した県内事業所へ支援金を給付します。<br>臨時休業等した小学校等に通う子供の世話をを行う労働者に対し、有給休暇を取得させた <b>事業主に助成金を支給</b> します。<br>※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所（被雇用者が常時4人以下の個人事業主等）の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。                                  | 県雇用労働政策課<br>☎0985-26-7105   |
|      |                   | 両立支援等助成金 育児休業支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」（厚生労働省） | ①人手不足となった経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対して支援します。【～R4年3月31日まで延長】<br>②現在雇用している外国人材の継続雇用に要する掛かり増し経費を支援します。   | 宮崎県労働局<br>雇用環境均等室<br>☎0985-38-8821  |
|      |                   | 水産業労働力確保緊急支援事業（農林水産省）                       | 外国人技能実習生、特定技能外国人が帰国困難となった場合の在留資格変更による就労継続等が可能です。   | ①全国水産加工業協同組合連合会<br>☎03-3662-2040<br>②(一社)大日本水産会<br>☎03-3585-6681(代)                             |
|      |                   | 技能実習生等に対する雇用維持支援等措置（法務省）                    | 外国人材の <b>入国時の経過観察等に要する掛かり増し経費</b> （宿泊費、移動費、出国時PCR検査等）を支援します。   | 出入国在留管理庁<br>インフォメーションセンター<br>☎0570-013904   |
|      |                   | 外国人技能実習生等受入事業者支援事業（県）                       | 外国人材の <b>入国時の経過観察等に要する掛かり増し経費</b> （宿泊費、移動費、出国時PCR検査等）を支援します。   | 県雇用労働政策課<br>(問合せ) 中小企業団体中央会<br>☎0985-24-4278  |
|      |                   | 農水産業における外国人材の定着促進事業（県）                      | 外国人材の <b>入国時の経過観察等に要する掛かり増し経費</b> （宿泊費、移動費、出国時PCR検査等）を支援します。   | 県水産政策課 担い手普及担当<br>☎0985-26-7167   |

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和3年10月8日現在

(問合せ先)

|       |                                    |  |  |  |  |                               |
|-------|------------------------------------|--|--|--|--|-------------------------------|
| 納付猶予  | JF共済掛金の掛金納付が厳しい                    | JF共済掛金の振替貸付                                  | 一時的に共済掛金の都合がつかないとき、その時点での返戻金の額をもとに算出した金額の範囲内で、共済掛金に相当する貸付を受けることができます(振替貸付のある契約を結んでいる方が対象)。   | JF共済連九州事業本部宮崎支店<br>☎0985-27-6711<br>または、各漁協  |  |                               |
|       | 税金<br>国民年金保険料<br>公共料金等の<br>支払いが厳しい | 納税等の猶予<br>国民年金保険料等免除・<br>納付猶予<br>公共料金等の支払い猶予 | 税金：国税(所得税・法人税・消費税等)、県税(事業税等)、市町村税(固定資産税等)を納付することができない方は、徴収の猶予又は換価の猶予が認められる場合があります。<br>年金等：収入が下がった場合、国民年金保険料免除や厚生年金保険料の納付猶予が可能になります。<br>公共料金：上下水道、電気、電話等の支払いが困難な場合、支払いの猶予が受けられる場合があります。 | (国税)各税務署<br>(県税)各県税・総務事務所<br>(市町村税)各市町村<br>(年金等)市町村、年金事務所<br>(上下水道)市町村水道部局<br>(電気・ガス・電話)各事業者 |  |                               |
| 資金の融資 | 長期の<br>経営支援                        | 漁業経営維持安定資金                                   | 融資限度額<br>【原則】<br>4,000万円～1億円   | 融資利率 0.3%<br>融資期間 原則10年間(特例で15年まで延長可)<br>(据置期間は3年以内)   | 九州信用漁業協同組合連合会<br>宮崎統括支店<br>☎0985-27-4177<br>県水産政策課 団体金融担当<br>☎0985-26-7686 |                               |
|       |                                    | 農林漁業セーフティネット資金<br>(日本政策金融公庫資金)               | 漁業・<br>養殖業者  | 融資限度額<br>1,200万円又は<br>年間経営費用の12分の12以内  | 融資利率 0%(貸付当初5年間)<br>融資期間 15年間(据置期間は3年以内)                                   | 日本政策金融公庫宮崎支店<br>☎0985-29-6811 |
|       |                                    | 漁業近代化資金                                      | 融資限度額<br>【原則】<br>個人 9,000万円<br>法人 3億6,000万円  | 融資利率 0.3%<br>融資期間 5～20年間(据置期間は2～3年以内)  | 九州信用漁業協同組合連合会<br>宮崎統括支店<br>☎0985-27-4177<br>県水産政策課 団体金融担当<br>☎0985-26-7686 |                               |
| 経営維持  | 水産物の調整保管対策                         | 特定水産物供給平準化事業<br>(水産庁)                        | 輸出停滞等により需要や価格が下落し、生産面での調整が困難な水産物の買取・保管を行う漁業者団体(県漁連)等に対し、買取資金や保管料、運搬料が助成されます。   | 宮崎県漁業協同組合連合会<br>☎0985-28-6111  |  |                               |
|       | 漁場生産力の向上                           | 資源・漁場保全緊急支援事業<br>(水産庁)                       | 魚価の低下などにより休漁する漁業者自らによる漁場保全活動等を支援します。<br>例) 漁場の耕うん・清掃、藻場におけるウニ駆除、海水温の観測等の資源調査など   | 宮崎県漁業協同組合連合会<br>☎0985-28-6111  |  |                               |
|       | 漁業経営力の<br>維持・強化                    | 漁業経営基盤強化支援事業<br>(県)                          | 漁業者グループが共同で行う操業や出荷に必要な漁業用機器等の導入、水産物の付加価値向上に資する施設等の導入を支援します。  | 県水産政策課 漁村振興担当<br>☎0985-26-7147   |  |                               |
| その他   | 事業の再構築支援                           | 中小企業等事業再構築促進<br>事業(経済産業省)                    | 補助額<br>3分の2 中小企業:最大6,000万円<br>2分の1 中堅企業:最大8,000万円<br>※ 特別枠は、中小・中堅企業ともに最大1億円<br>新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再建又はこれらの取組を通じた規模拡大等、思い切った事業再構築への取組を支援します。  | 事業再構築補助金<br>コールセンター<br>☎(ナビ)0570-012-088<br>(IP)03-4216-4080                                 |  |                               |

このリーフレットについての問い合わせ先  
水産政策課 ☎0985-26-7685  
漁業管理課 ☎0985-26-7148

南那珂農林振興局  
水産担当 ☎0987-23-4312  
東臼杵農林振興局  
水産担当 ☎0982-32-6135

詳しくは県庁HPへ

